

四日市市告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長から都市計画事業に係る図書の写しの送付を受けたので同法第62条第2項の規定に基づき次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年11月1日

四日市市長 森 智 広

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画都市高速鉄道事業

近畿日本鉄道名古屋線

四日市都市計画道路事業

3・4・26号 四日市関ヶ原線

2 縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所都市整備部市街地整備・公園課

(都市整備部市街地整備・公園課)